

## 施設基準に係る届出

当院は、次の施設基準に適合している旨の届出を行い、所定の診療報酬を算定しています。

基本診療料	特掲診療料等
<ul style="list-style-type: none"> <li>○医療 DX 推進体制整備加算</li> <li>○診療録管理体制加算 3</li> <li>○療養病棟療養環境加算 1</li> <li>○医療安全対策加算 2                             <ul style="list-style-type: none"> <li>※医療安全対策地域連携加算 2：有</li> </ul> </li> <li>○感染対策向上加算 3                             <ul style="list-style-type: none"> <li>※連携強化加算：有</li> <li>※サーベイランス強化加算：有</li> </ul> </li> <li>○データ提出加算 2・データ提出加算 4   ロ</li> <li>○入退院支援加算 1                             <ul style="list-style-type: none"> <li>※入院時支援加算：有</li> </ul> </li> <li>○認知症ケア加算 3</li> <li>○回復期リハビリテーション病棟入院料 1</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料</li> <li>○CT撮影及びMRI撮影（16列）</li> <li>○脳血管疾患等リハビリテーション料（I）                             <ul style="list-style-type: none"> <li>※初期加算：有</li> </ul> </li> <li>○運動器リハビリテーション料（I）                             <ul style="list-style-type: none"> <li>※初期加算：有</li> </ul> </li> <li>○呼吸器リハビリテーション料（II）                             <ul style="list-style-type: none"> <li>※初期加算：有</li> </ul> </li> <li>○障害児（者）リハビリテーション料</li> <li>○集団コミュニケーション療法料</li> <li>○医科点数表第2章第10部                             <ul style="list-style-type: none"> <li>手術の通則の16に掲げる手術（胃瘻造設術）</li> </ul> </li> <li>○胃瘻造設時嚥下機能評価加算</li> <li>○外来・在宅ベースアップ評価料（I）</li> <li>○入院ベースアップ評価料</li> </ul>

## 入院基本料に関する事項

### ● 2階病棟（回復期リハビリテーション病棟入院料1）

当病棟では、一日に**9人以上**の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。  
なお、時間帯毎の配置は次の通りです。

9時30分～17時30分まで、看護職員1人あたりの受け持ち数は**6人以内**です。

17時30分～9時30分まで、看護職員1人あたりの受け持ち数は**18人以内**です。

### ● 3階病棟（回復期リハビリテーション病棟入院料1）

当病棟では、一日に**13人以上**の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。  
なお、時間帯毎の配置は次の通りです。

9時30分～17時30分まで、看護職員1人あたりの受け持ち数は**6人以内**です。

17時30分～9時30分まで、看護職員1人あたりの受け持ち数は**28人以内**です。

## 食事等に関する事項

### 入院時食事療養（I）、入院時生活療養（I）

当院は、入院時食事療養（I）及び入院時生活療養（I）の届出を行っており、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）、適温にて提供しております。

### 治療食の提供

腎臓病・肝臓病・糖尿病等の患者様に対して、治療食の提供をしています。

## 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援及び身体拘束に関する事項

当院は、入院の際に医師をはじめとする関係職員が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、7日以内に文書によりお渡ししております。また厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援及び身体的拘束についての基準を満たしております。